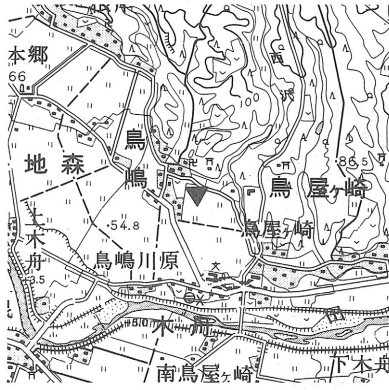


宮城・壇だんの越遺跡こし

- 1 所在地 宮城県加美郡加美町鳥嶋・鳥屋ヶ崎・谷地森
- 2 調査期間 第一〇次調査 二〇〇六年(平18)五月～十一月
- 3 発掘機関 加美町教育委員会
- 4 調査担当者 斉藤 篤、村田晃一・村上裕次(宮城県教育委員会)
- 5 遺跡の種類 城柵跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



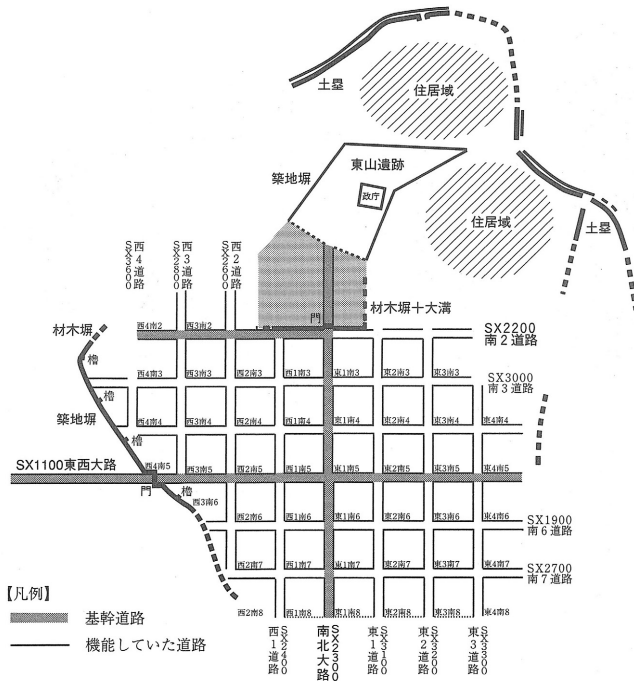
(古川)

○mの河岸段丘に立地する。奈良・平安時代を主体とした複合遺跡で、範囲は東西約二・〇km、南北約一・五kmに及ぶ。遺跡北の丘陵上には、陸奥国賀美郡家跡と推定される東山官衙遺跡が所在する。発掘調査は、県宮基盤整備事業と県道改良工事に伴うもので、一九九六年度から継続的に実施している。

その結果、約一町ごとに施工された道路による方格地割が確認され、区画内部からは塀で囲まれた居宅をはじめ、掘立柱建物、竪穴住居、井戸などが多数検出されており、都市的な景観を形成していたことが判明した。

方格地割は、大別して二時期の変遷が認められる。一期は、八世紀中葉の東山官衙創建と一体的に整備された。その範囲は、東山官衙の外郭南門から南に八町、南門から南に延びる南北大路を基準として西に七町、東は三町以上であり、上位～下位段丘面を含む広大な範囲に施工された。二期は、八世紀後葉に段丘面の境に槽を伴う築地塀が構築され、地割の範囲が上位段丘に限定・縮小された時期で、九世紀中葉まで存続し、後葉には段階的に廃絶した。

木簡は、南北大路C期西側溝の底面から一点出土した。すぐそばに新たに発見された八脚門が位置する。門は東山官衙外郭南門から約二〇〇m南、南北大路と南二東西道路の交差点北側に設けられた。大路は三時期の変遷が認められる。八脚門はB期に伴い、一度建て替えられている。門の両脇には材木塀が取り付き、幅四m深さ一mの大溝が伴う。材木塀は東に七m延びて北へ折れ、西は一〇七m以上延びる。また、門内側の大路西側で三間×二間と二間×二間の小規模な建物が重複して検出されており、門番詰所と考えられる。今回発見した材木塀と大溝で囲まれた区画は、東山官衙遺跡の正面に位置すること、塀の東辺はその外郭南東隅へ向かって延びるこ



東山遺跡と方格地割模式図〈2期：8世紀後葉～9世紀中葉〉

とから、両者は一体のものであり、さらに、南北大路との交点には格式の高い八脚門が設けられていること、東山官衙の外郭南門は創建期の一時期のみ認められ、建て替えが行なわれなかったこと、大溝の下層出土遺物が八世紀に限定されることを考慮すると、東山官衙は八世紀の新しい段階に南の低地へと拡大したと考えられる。一方、壇の越の方格地割では、八世紀後葉に櫓を伴う築地堀によって

街区が囲い込まれるという大きな画期が認められており、東山官衙の拡大も同時期に行なわれた可能性が高い。

東山官衙は、創建期から外郭線がめぐり、八世紀後葉には南辺が拡大し、新たに南の街区、北や東の丘陵部を取り込む外周施設が造られ、南辺には櫓が付設される。このため、東山官衙は賀美郡家という政治的施設にとどまらず、軍事拠点でもある城柵と考えられる。

8 木簡の积文・内容

(1) [寸カ]

(88)×(15)×(5) 081

上下両端、右辺、背面は割損する。五文字のうち、一・三・四文字目は禾偏で、同じ文字とみられる。三文字が同じであることから、習書と考えられる。

なお、木簡の积読にあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所の吉野武氏からご教示いただいた。

(村田晃一〈宮城県教育委員会〉・斉藤 篤)

